

福岡都市計画地区計画の変更（福岡市決定）

都市計画浦田一丁目地区地区計画を次のように変更する。

名称	浦田一丁目地区地区計画
位置	福岡市博多区浦田一丁目の一部
面積	約 1.3 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>地区計画の目標</p> <p>本市の都心部から東南へ約7kmに位置する当地区は、市内最大規模の運動公園である「東平尾公園」に近接した閑静な住宅地内の幹線道路沿線であり、商業施設の集積が既に相当進行している。</p> <p>また、平成4年度末の地下鉄1号線の福岡空港乗り入れ等による交通利便性の向上に伴い、今後、集積傾向が加速することが予想される。そこで、幹線道路に面した立地を生かし、周辺の住宅地の環境に配慮した健全な商業・業務施設の誘導を図り、良好な市街地環境を形成することを目標とする。</p>
	<p>土地利用の方針</p> <p>幹線道路に面した立地特性を生かし、周辺の環境に配慮した健全な便利施設等の集積を図る。</p>
	<p>建築物等の整備の方針</p> <p>周辺の良好な住宅地環境との調和を図った健全な商業施設の誘導を行い、良好な市街地環境の形成を図ることを目標として、建築物等の用途の制限を定める。</p>

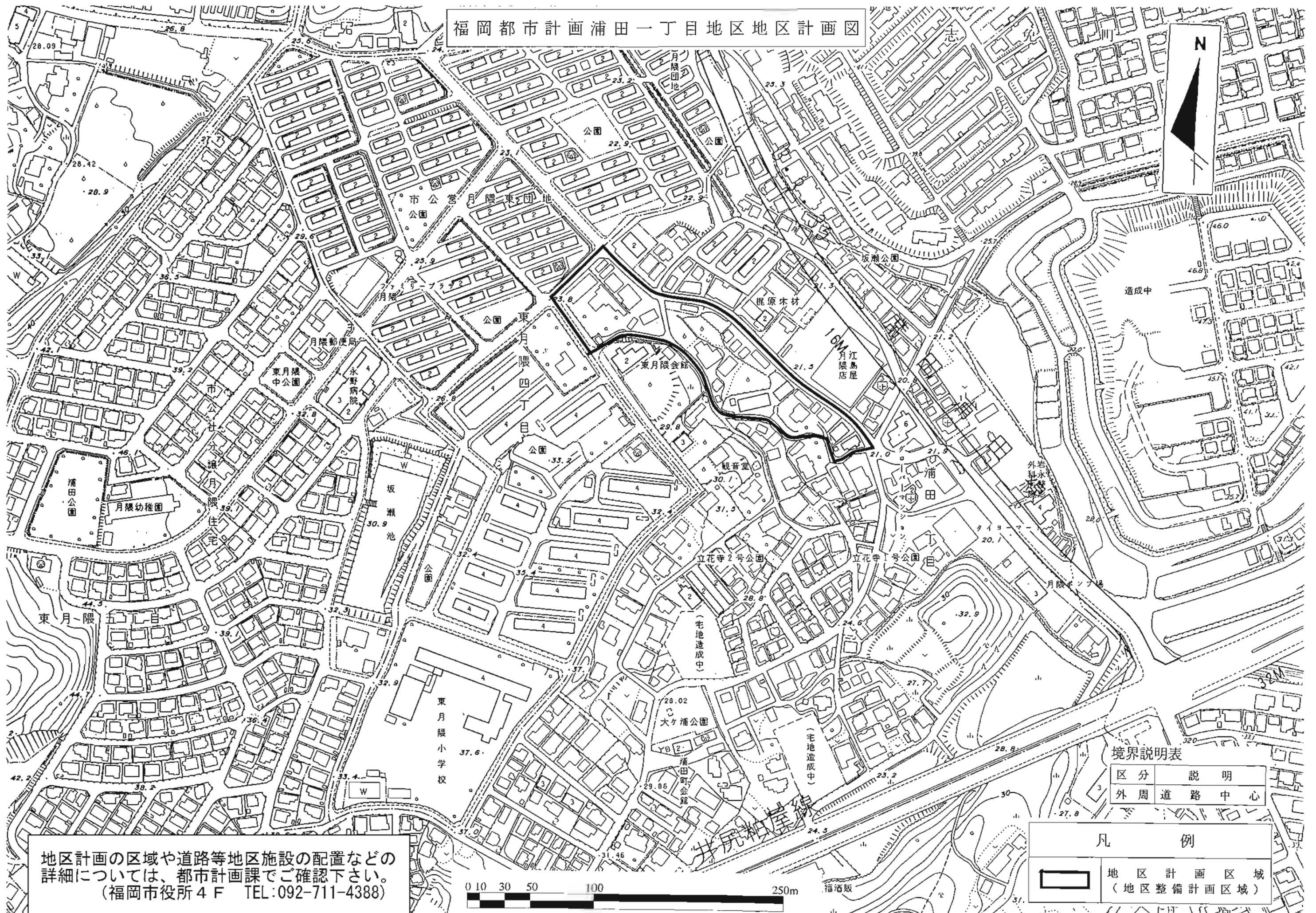
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築してはならない建築物は次に掲げるものとする。</p> <p>1) 建築基準法別表第二(に)項第二号に掲げる工場</p>

「区域は計画図表示のとおり」

理由

旧決定が「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」（平成4年6月26日法律第82号。以下「改正法」という。）の改正前の建築基準法に依拠しているため、今回改正法に伴う見直しを行い、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画浦田一丁目地区地区計画図



地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4 F TEL:092-711-4388)



境界説明表

区分	説明
外周	道路中心

凡例

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
--	----------------------